

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	四半期報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の7第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年11月9日
<b>【四半期会計期間】</b>	第72期第3四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)
<b>【会社名】</b>	東光株式会社
<b>【英訳名】</b>	TOKO, INC.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 川津原 茂
<b>【本店の所在の場所】</b>	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
<b>【電話番号】</b>	049 ( 285 ) 2511
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役員 田口 康則
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
<b>【電話番号】</b>	049 ( 285 ) 2511
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役員 田口 康則
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第3四半期 連結累計期間	第72期 第3四半期 連結累計期間	第71期
会計期間	自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日
売上高 (百万円)	20,489	20,004	27,277
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	598	408	503
四半期(当期)純損失( ) (百万円)	2,267	358	2,629
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,319	194	3,565
純資産額 (百万円)	12,726	14,267	12,480
総資産額 (百万円)	31,826	33,362	31,597
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( ) (円)	23.57	3.47	27.34
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	38.1	41.0	37.6

回次	第71期 第3四半期 連結会計期間	第72期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額( ) (円)	16.17	2.30

注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第71期及び第71期第3四半期については、潜在株式が存在していないため、また、第72期第3四半期については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

4 第71期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における事業環境は、米国は住宅や雇用において緩やかな回復基調にあり、欧州関連の債務危機はやや薄れてきたものの経済活動は減速が続いています。一方で、中国やその他新興国においては欧州不安の影響もあり総じて減速傾向が見られました。

当グループの属する電子機器市場においては、無線市場は引き続きスマートフォンの需要が拡大し好調に推移しました。オートモーティブ市場は、日本ではエコカー減税の駆け込み需要、米国での市場回復がありました。欧州債務危機の影響、新興国での販売不振があり、全体としては微減となりました。情報機器市場ではタブレット市場が好調に推移し、逆にノートPCは需要が減少しました。音響映像市場においては、依然需要回復が見られず低いレベルでの推移となりました。

このような状況の中、当社はスマートフォン、タブレット端末市場向けに超小型メタルアロイパワーインダクタや、TPMS（タイヤ空気圧監視モニタリングシステム）市場向けのLF送信アンテナモジュール、LF受信アンテナコイル等を戦略商品と位置づけ、積極的な拡販活動を展開致しました。売上高は、前年同期比2.4%減の20,004百万円となりましたが、事業譲渡した半導体商品を除いた売上比較では前年同期比3.2%増となりました。主に超小型メタルアロイパワーインダクタのスマートフォン向け売上拡大が寄与しております。

営業利益は、戦略商品の売上拡大、固定費の削減や原価低減活動を積極的に進めた結果、770百万円（前年同期は384百万円の損失）となりました。経常利益は新株発行費償却、社債発行費償却の計上等があり、408百万円（前年同期は598百万円の損失）となりました。また、特別退職金573百万円を計上したこと等により、四半期純損失は358百万円（前年同期は2,267百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

#### 1 コイル応用商品部門

インダクタ、フィルタ等で構成されており、主として無線通信機器市場、車載機器市場、情報通信機器市場、音響映像機器市場に使用されております。レガシーコイルの売上が減少したものの、戦略商品の超小型メタルアロイパワーインダクタがスマートフォン、情報機器等に大きく増加し、売上高は前年同期比6.1%増の16,463百万円となりました。営業利益は、前年同期比914百万円改善の765百万円となりました。

#### 2 モジュール商品部門

デジタルラジオ用モジュール、ワイヤレス電力伝送モジュール等で構成されており、主として車載機器市場及び無線通信機器市場に使用されております。新製品のTPMS用LF送信アンテナモジュールの生産販売はスタートしましたが、デジタルラジオ用モジュールの販売が減少し、売上高は前年同期比5.0%減の1,411百万円となりました。営業利益は、前年同期比83百万円改善の122百万円の損失となりました。

#### 3 固体商品部門

積層チップインダクタ、誘電体フィルタ、圧電セラミックス等で構成されており、主として無線通信機器市場及び車載機器市場に使用されています。車載向け誘電体アンテナや基地局向け誘電体フィルタが増加したものの、圧電商品や積層チップインダクタが減少し、売上高は前年同期比10.5%減の2,130百万円となりました。営業利益は、前年同期比177百万円改善の128百万円となりました。

なお、当社での半導体商品の販売は平成23年3月31日をもって終了し、平成23年4月1日より旭化成エレクトロニクス株式会社での販売となりました。

前年同期における半導体商品部門の売上高は1,102百万円、営業利益は20百万円であります。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態としましては、引き続き資産の効率運用及び財務体質の健全化に努めました。

資産の部は、株式会社村田製作所への第三者割当増資、転換社債型新株予約権付社債による現預金の増加、戦略商品への増産投資による固定資産の増加等により、前連結会計年度末比1,764百万円増加の33,362百万円となりました。

負債の部は、退職給付引当金の減少、借入金返済による減少の一方、株式会社村田製作所への転換社債型新株予約権付社債の発行等により、前連結会計年度末比22百万円減少の19,094百万円となりました。

純資産の部は、四半期純損失を計上したものの、株式会社村田製作所への第三者割当による増資、為替換算調整等により、前連結会計年度末比1,787百万円増加の14,267百万円となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次の通りであります。

## 会社の支配に関する基本方針

### ．基本方針の内容の概要

当社は、株主の皆様への利益還元の根底は、当社とお客様との深い信頼関係に基づいたビジネスから生まれると考えています。この信頼関係はお客様が希望される製品・サービスを永年にわたりの確に提供することにより確立されるものであり、お客様と詳細な技術仕様を「すり合わせて」個々の製品をより満足度の高い製品に仕上げて供給することにより初めて達成されるものであります。このようなビジネスは当社とお客様双方の重要技術をやりとりしながら初めて実現可能となります。近年におけるＩＣ技術の進歩と大規模化により、同じＩＣを使った機器は基本性能・機能が似かよってきますので、当社のお客様である機器メーカーは他社と差別化を図るために各社各様の機能、デザインで特色ある機器の設計を目指しておりますが、当社が供給する受動部品を主体とする部品やモジュールなどの製品が、この特色を出すための大きな要素となっております。また、当社のコア技術はコイル・インダクタなどの電磁部品技術、電子セラミック技術とそれらをモジュール化する技術から成り立っており、事業領域を電源系と高周波系の分野に集中しコア技術の融合とシナジーを高める経営を実践して参ります。

当社は、このような部品メーカーとして、昭和30年の創業以来半世紀以上にわたりビジネスを展開し、加えて平成20年度から進めてきた諸施策による利益体質の強化、一步先行く商品開発とコスト構造改革の実践、及びお客様との信頼関係を継続して参りたいと思っております。

当社は、このように中長期的な視点から企業価値や株主共同の利益の最大化を追求しており、そのためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点から安定的な経営を行うことが必要であると考えております。

### ．基本方針に照らして不適切な者によって財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、公開会社として当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えております。しかしながら大規模買付行為が行われようとする場合に、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断を適切に行うためには、当社取締役会により、株主の皆様にご当該大規模買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで当社取締役会は、平成22年6月29日開催の第69期定時株主総会において当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の導入を決定し、さらに平成23年3月30日開催の第70期定時株主総会において買収防衛策の一部変更について承認を得ました。

この買収防衛策の内容は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toko.co.jp/investors/jp/pdf/indication/110224boueisaku.pdf>）に掲載しています。

### ．大規模買付ルール

#### a．情報の提供

大規模買付ルールとは、大規模買付者があらかじめ当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後初めて大規模買付行為を開始するというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目の一部は以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

大規模買付者及びそのグループの概要(グループ外の協力者がある場合は当該協力者の概要)

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠

当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

#### b. 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、後述する特別委員会の勧告を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### . 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で当社取締役会が最も相当と認められるものを選択することとなります。当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は(資料1)に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件(大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等(以下、「非適格者」といいます。))は当該新株予約権を行使できないものとする等)及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を設けることがあります。

b . 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買収提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する上記の対抗措置はとりません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益又は当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主共同の利益又は当社企業価値を守るために適切と判断した措置を講じることがあります。具体的には、下記のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社株主共同の利益及び当社企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的であると判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるかあるいは一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社の株主、従業員、取引先その他の利害関係者の利益を含む当社株主の共同の利益又は当社企業価値を著しく害するおそれが予想されたり、当社株主の共同の利益又は当社企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を獲得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合

・ 当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記の買収防衛策において、大規模買付者が必要情報を提供しない場合や当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間を与えない場合など買収防衛策で定めたルールを遵守しない場合、又はルールを遵守した場合であっても当社株主の共同の利益又は企業価値を著しく損なうと判断される場合にのみ対抗措置を講じることがあるとしております。

・当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

なお、特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等の中から選任されるものとします。特別委員会の委員には、学識経験者1名、社外監査役1名及び弁護士1名の合計3名がそれぞれ就任いたしました。現時点において就任している特別委員会委員は(資料2)のとおりです。

(資料1)

「新株予約権無償割当ての概要」

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会において決定する。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から発行済株式の総数(当社の保有する自己株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、行使条件(非適格者は、当該新株予約権を行使できないものとする等)、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 取得条項

非適格者以外の新株予約権についてのみ、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株式数の当社普通株式の交付をすることを条件に新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。



(資料2)

「特別委員会の構成員の略歴」

前田 久明(昭和15年7月24日生)

昭和56年4月 東京大学教授

平成13年4月 日本大学教授

平成13年5月 東京大学名誉教授(現)

平成14年1月 米国電気学会フェロー(現)

平成14年4月 米国機械学会フェロー(現)

平成15年6月 当社社外取締役

平成17年4月 文教大学理事(現)

平成20年6月 当社相談役(現)

平成22年4月 日本大学客員教授(現)

丸山 栄作(昭和28年7月9日生)

平成9年4月 第一生命保険相互会社 大阪業務推進部長

平成11年4月 同社業務部長

平成13年7月 同社取締役業務部長

平成14年4月 同社取締役東日本営業本部長

平成16年4月 同社常務取締役東日本営業本部長

平成16年7月 同社常務執行役員東日本営業本部長

平成17年4月 同社常務執行役員

平成20年6月 当社社外監査役(現)

平成21年6月 日本物産株式会社代表取締役社長(現)

鳥飼 重和(昭和22年3月12日生)

平成2年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

平成6年4月 鳥飼総合法律事務所代表(現)

平成19年12月 日本内部統制研究学会常務理事

平成22年9月 日本内部統制研究学会会長(現)

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は665百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

提出会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、当社は収益構造の改善を図り、将来に向けての安定的な経営基盤を構築していくことを目的に、平成24年4月末を退職日として早期希望退職を行いました。これに伴い、当社の従業員数は101名減少しております。

なお、従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、嘱託・パートを除いております。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、拡充、改修等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

セグメントの名称	平成23年12月末 時点計画金額 (百万円)	平成24年9月末 計画変更後金額 (百万円)	設備計画増減の主な内容	資金調達方法
コイル応用商品部門	2,300	3,195	新商品増産の設備投資前倒し 投資内容の見直し	自己資金 及び借入金
モジュール商品部門	30	20	投資内容の見直し	〃
固体商品部門	50	30	投資内容の見直し	〃
販売管理開発部門	150	125	投資内容の見直し	〃
合計	2,530	3,370		

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、生産品目が多種多様にわたっており、算定が困難であるため記載しておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	108,122,646	108,122,646	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり、 単元株式数は1,000株でありま す。
計	108,122,646	108,122,646		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年9月30日		108,122,646		17,446		3,803

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,353,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 106,039,000	106,039	同上
単元未満株式	普通株式 730,646		同上
発行済株式総数	108,122,646		
総株主の議決権		106,039	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東光株式会社	埼玉県鶴ヶ島市 大字五味ヶ谷18番地	1,353,000		1,353,000	1.25
計		1,353,000		1,353,000	1.25

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,685	7,819
受取手形及び売掛金	1 6,851	1 6,651
商品及び製品	2,836	2,815
仕掛品	336	283
原材料及び貯蔵品	1,401	1,913
繰延税金資産	36	38
その他	1,186	1,102
貸倒引当金	65	58
流動資産合計	19,269	20,564
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,285	10,265
機械装置及び運搬具	19,625	20,912
工具、器具及び備品	5,475	5,398
土地	1,259	1,074
リース資産	421	421
建設仮勘定	317	293
減価償却累計額及び減損損失累計額	27,040	27,463
有形固定資産合計	10,344	10,902
無形固定資産	108	189
投資その他の資産		
投資有価証券	1,122	1,122
繰延税金資産	32	30
その他	726	560
貸倒引当金	6	8
投資その他の資産合計	1,875	1,705
固定資産合計	12,328	12,797
資産合計	31,597	33,362

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,082	2,533
短期借入金	3 7,436	3 6,403
リース債務	80	81
未払法人税等	80	98
繰延税金負債	1	1
賞与引当金	283	352
事業譲渡損失引当金	288	288
設備関係未払金	416	385
その他	1,522	1,626
流動負債合計	12,191	11,770
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	3 1,500
長期借入金	3 2,701	3 2,070
リース債務	289	228
繰延税金負債	336	311
退職給付引当金	2,640	2,264
役員退職慰労引当金	24	23
長期設備関係未払金	918	919
その他	13	6
固定負債合計	6,925	7,324
負債合計	19,117	19,094
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,446	17,446
資本剰余金	5,604	3,803
利益剰余金	3,207	763
自己株式	451	452
株主資本合計	18,392	20,032
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19	82
為替換算調整勘定	6,536	6,446
その他の包括利益累計額合計	6,517	6,364
少数株主持分	604	599
純資産合計	12,480	14,267
負債純資産合計	31,597	33,362

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	20,489	20,004
売上原価	15,934	14,709
売上総利益	4,554	5,295
販売費及び一般管理費		
役員報酬及び給料手当	1,683	1,504
賞与引当金繰入額	74	151
退職給付引当金繰入額	219	202
研究開発費	773	665
その他	2,188	2,000
販売費及び一般管理費合計	4,939	4,524
営業利益又は営業損失( )	384	770
営業外収益		
受取利息	11	16
受取配当金	22	14
持分法による投資利益	-	6
助成金収入	-	39
その他	21	28
営業外収益合計	55	105
営業外費用		
支払利息	173	167
為替差損	32	99
持分法による投資損失	5	-
新株発行費償却	-	54
社債発行費償却	-	51
その他	57	96
営業外費用合計	268	468
経常利益又は経常損失( )	598	408
特別利益		
固定資産売却益	174	26
投資有価証券売却益	121	0
特別利益合計	295	26
特別損失		
固定資産処分損	210	34
投資有価証券評価損	68	53
特別退職金	6	573
減損損失	1,335	20
事業整理損	211	-
その他	0	4
特別損失合計	1,832	686
税金等調整前四半期純損失( )	2,134	251



(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
法人税、住民税及び事業税	115	129
過年度法人税等	30	-
法人税等調整額	8	26
法人税等合計	76	102
少数株主損益調整前四半期純損失( )	2,210	354
少数株主利益	56	3
四半期純損失( )	2,267	358

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	2,210	354
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	412	62
為替換算調整勘定	695	97
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,108	159
四半期包括利益	3,319	194
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,336	205
少数株主に係る四半期包括利益	17	10

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形割引高	263百万円	204百万円

2 当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため取引金融機関5社と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
当座貸越極度額	7,500百万円	7,500百万円
借入実行残高	4,929 "	4,629 "
差引額	2,571 "	2,871 "

### 3 財務制限条項

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<p>当連結会計年度末の借入金のうち3,396百万円には、相対方式・シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。</p> <p>下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。</p> <p>(1) 各年度の決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること、又は、各年度の決算期にかかる連結損益計算書上の営業損益が、2期連続して損失を計上しないこと。(借入額2,450百万円)</p> <p>(2) 各四半期会計期間末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を直前四半期比75%以上に維持すること。(借入額846百万円)</p> <p>(3) 各年度の決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を前年同期比80%以上に維持すること、又は、各年度の決算期にかかる連結損益計算書上の営業損益が、損失を計上しないこと。(借入額100百万円)</p>	<p>当第3四半期連結会計期間末の借入金のうち2,546百万円には、相対方式・シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。</p> <p>下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。</p> <p>(1) 各年度の決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること、又は、各年度の決算期にかかる連結損益計算書上の営業損益が、2期連続して損失を計上しないこと。(借入額1,700百万円)</p> <p>(2) 各四半期会計期間末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を直前四半期比75%以上に維持すること。(借入額846百万円)</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の転換社債型新株予約権付社債には、財務制限条項が付されております。</p> <p>(1) 各年度の決算期の末日における連結純資産の部の金額を、平成23年12月決算期の末日の連結純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。</p> <p>(2) 各事業年度の決算期の連結営業利益について2期連続の赤字を回避すること。</p>

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
減価償却費	1,040百万円	893百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年4月9日付で、株式会社村田製作所から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が999百万円、資本準備金が999百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が17,446百万円、資本剰余金が3,803百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コイル応用 商品	モジュール 商品	固体商品	半導体 商品	小計		
売上高							
外部顧客への売上高	15,521	1,484	2,380	1,102	20,489		20,489
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	15,521	1,484	2,380	1,102	20,489		20,489
セグメント利益 又は損失( )	149	206	49	20	384		384

(注)セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「固体商品」セグメントにおいて、競争激化に伴い収益見込みの低くなった商品を中心に、固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。なお、当該減損損失の計上額は、第3四半期連結累計期間においては1,335百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コイル応用 商品	モジュール 商品	固体商品	小計		
売上高						
外部顧客への売上高	16,463	1,411	2,130	20,004		20,004
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	16,463	1,411	2,130	20,004		20,004
セグメント利益 又は損失( )	765	122	128	770		770

(注)セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前第1四半期連結累計期間において区分表示しておりました「半導体商品部門」は、前第2四半期連結会計期間よりセグメント区分を廃止しております。

これは、平成23年3月31日をもって当社での販売が終了し、平成23年4月1日より旭化成エレクトロニクス株式会社での販売となったためであります。

これにより、当第3四半期連結累計期間は「コイル応用商品」「モジュール商品」「固体商品」の3つのセグメント区分となっております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

遊休となった固定資産について、同帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。なお、当該減損損失の計上額は、第3四半期連結累計期間において、コイル応用商品部門で18百万円、モジュール商品部門で0百万円、固体商品部門で0百万円であります。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	23円57銭	3円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	2,267	358
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	2,267	358
普通株式の期中平均株式数(千株)	96,196	103,242
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結累計期間については、潜在株式が存在していないため、また、当第3四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月9日

東光株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東光株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東光株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。